

# 江田島市観光バスツアー誘致促進事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日

(趣旨)

第 1 条 市外からの観光客の誘致を促進し、地域産業の活性化及び観光消費額の拡大を図るため、本市を訪れる観光バスツアー（以下「ツアー」という。）を実施する旅行事業者に対して、予算の範囲内において江田島市観光バスツアー誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成 1 6 年江田島市規則第 5 0 号）に規定するもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 5 条第 1 項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている旅行事業者とする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに掲げるツアーとする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす日帰りツアー

ア 参加者が 2 0 名以上（乗務員及び添乗員を除く。）であること。

イ 市外を出発地とすること。

ウ 市内の観光施設、飲食店又は宿泊施設から計 2 施設以上利用（トイレ休憩などの利用は除く。）すること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす宿泊ツアー

ア 参加者が 2 0 名以上（乗務員及び添乗員を除く。）であること。

イ 市外を出発地とすること。

ウ 市内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊し、市内の観光施設、飲食店又は宿泊施設から計 3 施設以上利用（トイレ休憩などの利用は除く。）すること。

2 補助対象期間は、令和8年5月1日から令和9年3月22日までの間に催行されるツアーとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるツアーに対し、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に規定する日帰りツアー バス1台当たり2万円(1事業者当たり上限10万円)

(2) 前条第2号に規定する宿泊ツアー バス1台当たり5万円(1事業者当たり上限15万円)

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、ツアー出発日の1か月前までに、江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(企画書及び旅行行程表が含まれているもの)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、1事業者につき1回までとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る補助対象事業の内容を変更しようとするときは、その内容等を記載した江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金変更交付申請書(様式第3号)により市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助対象事業の内容変更等を承認したときは、江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金変更決定通知書

(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施行程表
  - (2) 利用した施設が確認できる書類
  - (3) 実施状況が確認できる写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金額確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、江田島市観光バスツアー誘客促進事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業が実施されなかったとき。
- (2) 補助対象要件を満たさないとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) この要綱に定める規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為があると市長が認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、

既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、当該期限までに補助金を返還しなければならない。

(証拠書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類等を補助対象事業完了後、5年間保管しなければならない。

(補助対象外)

第13条 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

(1) 修学旅行その他学校行事で利用するもの

(2) 政治又は宗教活動を目的とするもの

(3) その他市長が不相当と認めるもの

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式 略